

# 私立幼稚園(未移行幼稚園)を利用される方へ

令和8年度前期

幼児教育・保育の無償化に伴う申請についてのご案内

印西市

保育料無償化の対象となるには給付認定が必要です。以下の内容をご確認の上、申請をお願いいたします。

## 1. 保育料無償化

- ＊ 満3歳児～5歳児クラス(すべての子ども)の保育料が、月額25,700円を上限に無償化となります。
  - 入園初年度は月割りした入園料+保育料が月額25,700円を上限に無償化となります。
    - ※保育料が25,700円を超える場合、入園料は対象とはなりません。
  - 保育料の上限額(25,700円)を超える費用は、保護者負担額となります。
  - 保育料以外の経費(教材費、送迎費、給食費(※1裏面)、行事費など)は無償化の対象外です。

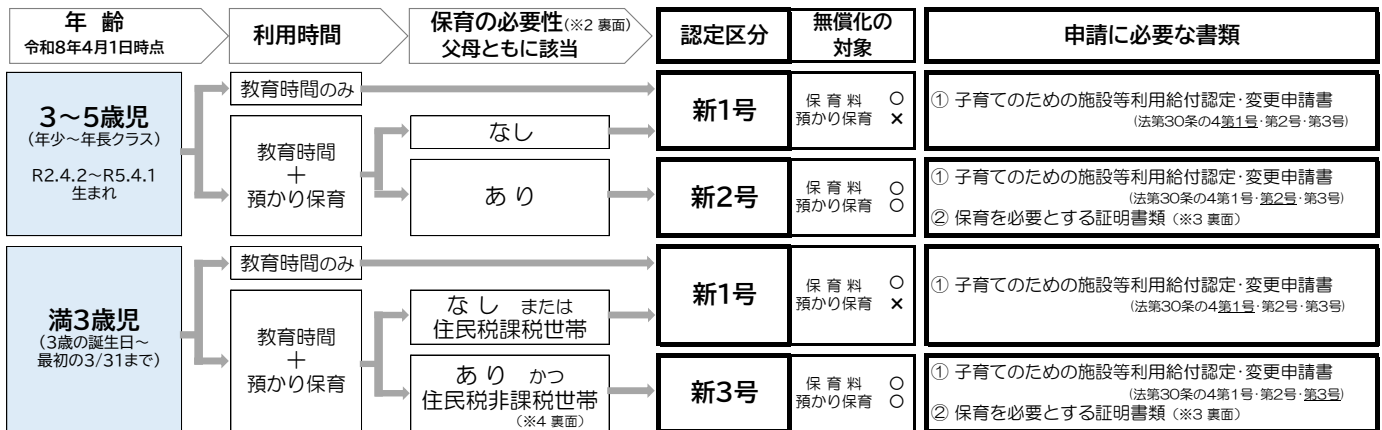
## 2. 預かり保育料の無償化 ※該当者のみ

保護者が月々の利用額を施設に支払った後、請求書と施設発行の提供証明書兼領収証を添付して市に請求します。  
請求方法詳細は認定後に別途ご案内します。

- ＊ 3～5歳児クラスの子ども  
預かり保育を利用する「保育の必要性の認定(※2裏面)」を受けた方を対象に、月額11,300円を上限に無償化されます。  
(利用日数1日あたり450円と、保護者が施設に支払った金額の低いほうが対象額となります。)
- ＊ 満3歳児クラスの子ども (3歳の誕生日から最初の3月31日までを満3歳児といいます。)  
預かり保育を利用する、住民税非課税世帯(※4裏面)で「保育の必要性の認定(※2裏面)」を受けた方を対象に、月額16,300円を上限に預かり保育料が無償化されます。  
(利用日数1日あたり450円と、保護者が施設に支払った金額の低いほうが対象額となります。)

## 3. 申請する認定区分と申請書類

＊ フローチャートでお子様の認定区分と申請に必要な書類を確認してください。



※ ①の申請書の「個人番号(マイナンバー)」欄は、ご記入がなくても受付いたします。記入した場合は下記必要書類の添付が必要です。

＊ その他の必要書類(該当者のみ)

● 申請書に個人番号を記入した場合は、申請者(保護者)のマイナンバー関係書類(A)または(B)が必要です。

(A) マイナンバーカード(表・裏)

(B) マイナンバー通知カード等と本人確認書類(運転免許証、パスポート等)

※ 窓口で申請される場合はご持参ください。

※ 郵送または園経由で申請される場合は、写しを添付してください。

園経由で提出の際は、封筒(封筒の表面に幼稚園名・園児氏名を記入)に入れ封をして提出してください。

● 新3号認定を申請される世帯の方で、認定の判定に使用する課税年度の基準日の住所が印西市外の場合は、非課税証明書の提出が必要です。(※4裏面)

お住まいだった市町村に照会を行い、市町村民税非課税が確認できる場合は、申請書に個人番号を記入し、申請者(保護者)のマイナンバー関係書類(上記参照)を提出することで非課税証明書の添付は省略できます。

● 新2号・新3号認定を申請されるひとり親世帯の方は、戸籍謄本等(写し可)の提出が必要です。(裏面参照)

## 4. 申請方法及び申請期限

＊ 申請方法：申請書類一式をご提出ください。

※ 申請書は右記二次元コードよりダウンロードするか、通園予定の園または保育幼稚園課入園係にてお渡しできます。

※ 提出された申請書類の内容を確認し、再提出や追加書類を依頼する場合があります。

申請書類を  
取得する



＊ 提出先：通園予定の園または印西市役所 保育幼稚園課 入園係(本庁窓口または郵送)

＊ 申請期限：入園日までに申請してください。

※ 園経由で申請される場合は、申請書類の提出期限を園へご確認ください。

裏面△

## 5. その他

- ・申請書等が不備なく揃って市へ到着してからの審査になります。**認定の遡りはできません**のでご注意ください。
- ・印西市に転入の場合は、入園前までに印西市に転入していることが前提の認定となります。
- ・入園時の認定後、保育の必要性が変更になった場合、認定の変更申請は随時受け付けております。
- ・きょうだいが保育園の利用を申請する場合には、幼稚園在園中のきょうだいの認定変更についてもご確認ください。
- ・支所・出張所での相談・受付はできませんのでご注意ください。

- ※1 給食費のうち、副食費(おかず、おやつ等)について給付制度があります。詳しくは、別途お知らせいたします。
- ※2 「保育の必要性の認定」については、下記の「保育の必要性 事由一覧」をご参照ください。
- ※3 保育を必要とする証明書類については、下記の「保育の必要性 事由一覧」必要な証明書類等をご参照ください。
- ※4 令和8年4月～8月の認定は令和7年度、令和8年9月～令和9年3月の認定は令和8年度の住民税課税状況により判定いたします。原則両親の課税状況により判定しますが、父母の収入金額によっては同居の親族の課税状況も合算して判定することがあります。

- 保護者ごとに該当する事由に対する証明書類が必要です。
- 各証明書の証明日は、申請書提出前3ヶ月以内のものをご用意ください。

### <保育の必要性 事由一覧>

事由・要件	必要な証明書類等
<b>就 労</b> 居宅内・外で就労している場合 月60時間以上就労の方	・ 就労証明書(印西市指定様式) ※雇用主作成のものをご提出ください。 (自営業の場合) ・ 就労証明書(印西市指定様式) ・ 令和7年分の確定申告書(第1・2表)の写し ※園経由で提出の際は、封筒(封筒の表面に幼稚園名・園児氏名を記入)に入れ、封をしてご提出ください。 ・ 開業が令和8年以降の場合は、開業届の写し等
<b>妊娠・出産</b> 出産予定日の概ね2か月前～出産後8週経過した日の翌日の属する月の末日まで	・ 母子健康手帳の写し ※「保護者氏名と 出産予定日が記載されているページ」をご提出ください。 *産休中 および 産休取得予定の方は就労証明書も併せてご提出ください。
<b>保護者の疾病・障がい</b> 保育に支障をきたす病気・ケガ または障がいがある場合	・ 医師の診断書 ※診断書には「診断名・現在の状況・家庭での保育の可否」を記載してください。 ・ 障害者手帳等の写し ※障害者手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳等をいいます。
<b>介護・看護</b> 同居(または長期入院等している)親族を 常時介護・看護している場合 月60時間以上従事している方	・ 医師の診断書 ※診断書には「診断名・現在の状況・家族の介護・看護の必要性」を記載してください。 ・ ご家族の状況についての申立書 ※申立書の様式は任意ですが「住所・保護者氏名・児童氏名・児童生年月日・ご家族の生活状況(保育ができない理由として)・介護・看護に従事している1日の時間および1か月あたりの日数」を記載してください。
<b>災害復旧</b> 火災、風水害等による災害の 復旧にあたる場合	・ 罹災証明書 ・ 災害状況についての申立書 ※申立書の様式は任意ですが「住所・保護者氏名・児童氏名・児童生年月日・具体的な災害状況・ご家族の生活状況(保育ができない理由として)」を記載してください。
<b>求職活動等</b> 求職または開業予定の場合 認定開始～90日を経過する日が属する月末まで	・ 求職活動申告書 *認定後90日以内に就労すること。 *認定終了日を迎えても状況が変わらない場合は、それ以降の継続認定はいたしません。
<b>就 学</b> 就学または職業訓練校等の職業訓練の場合 月60時間以上就学している方	・ 在学証明書(入学予定の方は合格通知等) ・ カリキュラム(時間割)の写し
<b>その他</b> <b>育児休業</b> 育児に係る子どもの1歳の誕生日の 属する年度の末日まで <b>虐待やDV など</b>	・ 就労証明書(印西市指定様式) ※雇用主作成のものをご提出ください。 *育児休業で認定をお考えの方は、該当しない場合があるため 「保育幼稚園課 入園係」までお問い合わせください。 *詳しくは「保育幼稚園課 入園係」までお問い合わせください。

- 新2号・新3号認定を申請されるひとり親世帯の方は、**戸籍謄本等**(写し可)の提出が必要です。  
 ※ 証明日は、申請書提出前3ヶ月以内のものをご用意ください。  
 ※ 離婚調停中の方は、申請前に保育幼稚園課 入園係までご相談ください。

※ 就労証明書(印西市指定様式)・診断書・申立書・求職活動申告書等の各様式は、**ダウンロード**いただくか、**通園予定の園または保育幼稚園課入園係**までご連絡ください。

いんざい君©2011 印西市

幼児教育・保育の無償化について、  
各様式のダウンロードはこちらから

印西市子育てポータルサイト  
**いんざい子育てナビ**

- ▶ 手当・助成
- ▶ 幼児教育・保育の無償化について



【問い合わせ・申請書提出先】

印西市役所 保育幼稚園課 入園係

〒270-1396 印西市大森2364-2  
TEL 0476-33-4651(無償化直通)

